

平成二十三年総務省・経済産業省令第一号

経済センサス活動調査規則

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四条）別表第一の一の項の規定に基づき、並びに統計法及び同令第四条第一項の規定を実施するため、経済センサス活動調査規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち五年に一度の基準年（法第五条第二項に規定する国勢調査を行つた年の翌年をいう。）に実施する調査（以下「経済センサス活動調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 経済センサス活動調査は、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

（定義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業所 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所

二 企業 法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を經營する個人

（調査日） 第四条 経済センサス活動調査は、直前の経済センサス活動調査を行つた年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の六月一日現在によつて行う。

（調査の対象） 第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（調査困難地域内にあるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

一大分類A―農業 林業に属する事業所で個人の經營に係るもの

二 大分類B―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

常 営に係るもの

三 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九一その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二）家事サービス業に限る。に属する事業所

四 大分類R―サービス業（他に分類されないもののうち、中分類九六一外国公務に属する事業所

前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査の種類）

第五条の二 経済センサス活動調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

3 乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

（調査事項等）

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第二号に掲げる事項についてそれぞれ行う。

一 甲調査に関する事項

（イ）名称及び電話番号

（ロ）所在地

（ハ）開設時期

（ニ）経営組織

（ト）本所の名称及び所在地

（チ）支所の数

（リ）事業の内容

（ヌ）従業者数

（フル）設備投資の有無及び取得額

（自家用自動車の保有台数）

（土地及び建物の所有の有無）

力 資本金又は出資金、基金の額及び外國資本比率

ヨ 決算月

タ 売上（収入）金額若しくは經常収益又はその割合

レ 商品名、仲立手数料及び修理料収入の有無並びに国外販売の割合

ソ 本支店間移動の割合

ツ 物品貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合

ナ 費用相手先別収入割合

ラ 有形固定資産

ヌ 生産数量及び生産金額

オ 及び製造品在庫数

キ 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額

ノ 制造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数

メ 加工貿易収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額

ク 直接輸出額の割合

ヤ 主要原材料名

マ 工業用地及び工業用水

エ 作業工程

コ 売場面積

ク セルフサービス方式の採用

ケ 店舗の形態

ク ユ カテマテ

ク フケケ

ク ベ

ク ノ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

ク リ

都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

一号 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一條第一項第三号に規定する徴税吏員

二 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

3 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内の調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

4 特別の事情により、調査員が第二項の事務の一部を行うことができないとときは、市町村長の附帯する事務を行ふものとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣及び経済産業大臣の定める事項を市町村長に通知し、並びに総務大臣及び経済産業大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第六条 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（調査区の設定）

第七条 法第十四条に規定する統計調査員としているにより、当該市町村（特別区を含む。以下同

じ。)の区域を区分して調査区を設定するものとする。

総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類(以下「調査区地図等」という。)を作成する。

第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立つて、直前に実施した経済センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)第五条第二項に規定する甲調査の結果及び直前に実施した同条第三項に規定する乙調査の結果並びに法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に実施した同表第三欄に記載される調査用名簿(以下「事前名簿」という。)を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿(以下「調査用名簿」という。)を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る業所のうち次に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

事業所 員を含む う部を行 ふすと う指導の 事務の一 こと。	第一欄 第二欄 第三欄 第四欄 第五欄	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五
			第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五

事業所 員を含む う部を行 ふすと う指導の 事務の一 こと。	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五
					第一 二 三 四 五

事業所 員を含む う部を行 ふすと う指導の 事務の一 こと。	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五
					第一 二 三 四 五

事業所 員を含む う部を行 ふすと う指導の 事務の一 こと。	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五	第一 二 三 四 五
					第一 二 三 四 五

業の調査事業所と記載されているものと同一の都道府県の区域内に大数の調査事業所を有する企業の調査事業所であることを。本所の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所であることを。	事業所であることを。	事業所であることを。	事業所であることを。	事業所であることを。
六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの	六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの	六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの	六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの	六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの
に第六掲一欄項目及び大臣務に第六掲一欄項目	に第六掲一欄項目及び大臣務に第六掲一欄項目	に第六掲一欄項目及び大臣務に第六掲一欄項目	に第六掲一欄項目及び大臣務に第六掲一欄項目	に第六掲一欄項目及び大臣務に第六掲一欄項目
調査事業所本所又は支店	調査事業所本所又は支店	調査事業所本所又は支店	調査事業所本所又は支店	調査事業所本所又は支店
(1) 事業所でないことを。ハ 従業者数が百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	(1) 事業所でないことを。ハ 従業者数が百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	(1) 事業所でないことを。ハ 従業者数が百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	(1) 事業所でないことを。ハ 従業者数が百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	(1) 事業所でないことを。ハ 従業者数が百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。
二 所在地が町村の区域に属すること。	二 所在地が町村の区域に属すること。	二 所在地が町村の区域に属すること。	二 所在地が町村の区域に属すること。	二 所在地が町村の区域に属すること。

五 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの				
ハ 指定企業の調査事業所でないことを。				
イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。				
ロ 調査事業所として調査用名簿に記載されていること。				
ト 異なることを。				

四 特別地方公共団体の調査事業所				
知事又は市町村長	知事又は市町村長	知事又は市町村長	知事又は市町村長	知事又は市町村長
都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所

三 知事又は市町村長				
都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所
都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県

二 都道府県の調査事業所				
都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所	都道府県の調査事業所
都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県

業所として調査用名簿に記載されていること。
□ 指定企業の調査事業所であることを。

この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、所として調査用名簿に記載されないものとみなす。

備考
乙調査は、國の調査事業所にあつては総務大臣及び經濟産業大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

2 乙調査は、國の調査事業所にあつては総務大臣及び經濟産業大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあっては都道府県知事が、市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

3 第一項の規定により行う甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間ににおいてそれぞれ行う。

4 第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5 第一項の表二の項から七の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかつたときは、総務大臣及び經濟産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならぬ。

6 国及び地方公共団体の調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかつたときは、各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

に掲げる有する企査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣及び経済産業大臣に對しその定める期限までに提出しなければならない。	調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣及び経済産業大臣に對しその定める期限までに提出しなければならない。	調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣及び経済産業大臣に對しその定める期限までに提出しなければならない。
2 乙 調査に当たつては、調査事業所の事業主が、第六条第一項第二号に掲げる事項について、調査票に記入し、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者に当該調査票を提出することにより、報告しなければならない。	2 乙 調査に当たつては、調査事業所の事業主が、第六条第一項第二号に掲げる事項について、調査票に記入し、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者に当該調査票を提出することにより、報告しなければならない。	2 乙 調査に当たつては、調査事業所の事業主が、第六条第一項第二号に掲げる事項について、調査票に記入し、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者に当該調査票を提出することにより、報告しなければならない。
3 一 国の調査事業所 総務大臣及び経済産業大臣 二 都道府県の調査事業所 市町村長 三 市町村の調査事業所 市町村長 四 特別地方公共団体の調査事業所 都道府県知事又は市町村長	3 一 国の調査事業所 総務大臣及び経済産業大臣 二 都道府県の調査事業所 市町村長 三 市町村の調査事業所 市町村長 四 特別地方公共団体の調査事業所 都道府県知事又は市町村長	3 一 国の調査事業所 総務大臣及び経済産業大臣 二 都道府県の調査事業所 市町村長 三 市町村の調査事業所 市町村長 四 特別地方公共団体の調査事業所 都道府県知事又は市町村長
第五十三条 統計調査員は、第十一条第一項の規定により調査員が調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。	第五十三条 統計調査員は、第十一条第一項の規定により調査員が調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。	第五十三条 統計調査員は、第十一条第一項の規定により調査員が調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 2 前項の規定により回収又は提出の手續を行う者は、當該事業主に代わって當該報告を行わる者は、當該事業主に代わる者の、當該事業主に代わるものとする。	2 2 前項の規定により回収又は提出の手續を行う者は、當該事業主に代わって當該報告を行わる者は、當該事業主に代わる者の、當該事業主に代わるものとする。	2 2 前項の規定により回収又は提出の手續を行うものは、當該事業主に代わる者の、當該事業主に代わるものとする。
3 3 前項の規定により回収又は提出の手續を行うものは、當該事業主に代わる者の、當該事業主に代わるものとする。	3 3 前項の規定により回収又は提出の手續を行うものは、當該事業主に代わる者の、當該事業主に代わるものとする。	3 3 前項の規定により回収又は提出の手續を行うものは、當該事業主に代わる者の、當該事業主に代わるものとする。
4 4 市町村長は、前項の規定により調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区地図等を修正しなければならない。	4 4 市町村長は、前項の規定により調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区地図等を修正しなければならない。	4 4 市町村長は、前項の規定により調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区地図等を修正しなければならない。
5 5 都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により修正した調査区地図があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。	5 5 都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により修正した調査区地図等を併せて提出しなければならない。	5 5 都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により修正した調査区地図等を併せて提出しなければならない。

第六十条 第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。	第六十条 第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手續は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせことができる。	第六十条 第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手續は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。
第一條 この省令は、公布の日から施行する。	第一條 この省令は、公布の日から施行する。	第一條 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三一年四月一日総務省・経済産業省令第一号) 抄	附 則 (平成三一年四月一日総務省・経済産業省令第一号) 抄	附 則 (平成三一年四月一日総務省・経済産業省令第一号) 抄

第一條 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律	第一條 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律	第一條 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律
附 則 (令和元年一二月一三日総務省・経済産業省令第四号)	附 則 (令和元年一二月一三日総務省・経済産業省令第四号)	附 則 (令和元年一二月一三日総務省・経済産業省令第四号)
第二条 経済産業大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。	第二条 経済産業大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。	第二条 経済産業大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。
第三条 第十三条第三項の規定による調査票の提出の手續	第三条 第十三条第三項の規定による調査票の提出の手續	第三条 第十三条第三項の規定による調査票の提出の手續

等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和三年三月九日総務省・経済

産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年四月一日総務省・経済

産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。